

役員会議事録（第10回）

日 時：平成16年 7月29日（木）17時55分～18時15分

場 所：役員会議室

出席者：平山健一 学長、猪内正雄 理事（学術担当）、進藤浩一 理事（学務担当）、
菊地俊彦 理事（財務・労務担当）

議 題

1. 江刺市との相互友好協力協定について

学長から、江刺市との相互友好協力協定について、資料1のとおり締結したい旨の提案があった。

なお、本案については、7月15日（木）開催の地域連携推進本部で了承を得たものである旨の付言があった。

審議の結果、役員会として本案を決定した。

2. 計画的休暇の取得時季に関する協定について

学長から、計画的休暇の取得時季に関する協定について、資料2のとおり岩手大学職員代表者と締結したい旨の提案があった。

なお、本案については、これまで職員代表者代議員会と事前協議を重ねて合意に至ったものである旨の付言があった。

審議の結果、役員会として本案を決定した。

3. 職員採用内定について

学長から、国立大学法人岩手大学職員採用試験実施を踏まえた本学職員の採用内定について、資料3に基づき提案があった。

審議の結果、役員会として本案を決定した。

4. 非常勤職員（フルタイム職員）の給与について

学長から、非常勤職員（フルタイム職員）のうち、昭和55年6月2日付けて採用された者の給与について、資料4に基づき提案があった。

審議の結果、一般職（一）2級4号俸での頭打ちを解消し、平成17年度から毎年の採用時に1号俸づつ上位に給与決定することを役員会として決定した。

5. その他

なし

報 告

1. 学生の懲戒について

学長から、7月15日（木）開催の教育研究評議会において、不法行為により逮捕（本年4月8日）され起訴猶予になった、教育学部 平成13年度入学学生の懲戒について、「このように事態を大きくしたのは、本人が相手方及び警察からの問い合わせに適切に対応しないなど、ひとえに当人の社会に対する不適切かつ不誠実な対応にあり、そのような行為が学生の本文に反する」との処分理由により判断し、岩手大学学則第70条第2項の訓告処分とすることを、一部の反対意見があったが承認し、同日付けて訓告処分をした旨の報告があった。

2. 教員の任用について

学長から、人文社会科学部から10月1日付け採用の教員2名、及び農学部から9月1日付け昇任の教員1名、10月1日付け採用の教員1名について、資料5のとおり上申があった旨の報告があった。

3. その他

なし